

○ 外食業特定技能測定試験実施要領（平成31年3月28日付け30食産第5282号農林水産省食料産業局長通知）一部改正新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
外食業特定技能 <u>評価試験</u> 実施要領	外食業特定技能 <u>測定試験</u> 実施要領
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オ及び（2）ウに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和2年1月30日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、外食業特定技能1号 <u>評価試験</u> 及び外食業特定技能2号 <u>評価試験</u> の適正な実施を確保するため、以下のとおり外食業 <u>特定技能評価試験</u> 実施要領を定める。	「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オ及び（2）ウに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」（令和2年1月30日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、外食業分野の <u>特定技能1号に係る技能測定試験</u> （以下「外食業1号技能測定試験」という。）及び外食業分野の <u>特定技能2号に係る技能測定試験</u> （以下「外食業2号技能測定試験」）の適正な実施を確保するため、以下のとおり外食業 <u>特定技能測定試験</u> 実施要領を定める。
1 試験概要	1 試験概要
（1）（略）	（1）（略）
（2）実施主体 農林水産省が実施する公募により選定した民間事業者（以下「 <u>技能評価試験実施機関</u> 」という。）とする。	（2）実施主体 農林水産省が実施する公募により選定した民間事業者（以下「 <u>技能試験実施機関</u> 」という。）とする。
（3）（略）	（3）（略）
（4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所 実施回数、実施時期及び実施場所については、農林水産省と <u>技能評価試験実施機関</u> が協議の上決定する。	（4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所 実施回数、実施時期及び実施場所については、農林水産省と <u>技能試験実施機関</u> が協議の上決定する。
（5）受験資格者 日本国外において実施する外食業 <u>特定技能1号評価試験</u> （以下「 <u>国外試験</u> 」という。）を受験する者にあつては、以下のアを満たす者とする。ただし、アの年齢については、試験の実施	（5）受験資格者 日本国外において実施する外食業1号 <u>技能測定試験</u> （以下「 <u>国外試験</u> 」という。）を受験する者にあつては、以下のアを満たす者とする。ただし、アの年齢については、試験の実施国

<p>国政府等との合意に基づき引き上げることができるものとし、その場合、<u>技能評価試験実施機関</u>が試験実施に当たり作成する試験案内に示すこととする。</p> <p>日本国内において実施する<u>外食業特定技能 1 号評価試験</u>及び<u>外食業特定技能 2 号評価試験</u>（以下「国内試験」という。）を受験する者にあつては、在留資格を有する者で以下のアからウを満たすものとする。</p> <p>ア 試験日において、満 17 歳以上であること</p> <p>イ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること</p> <p>ウ 試験の前日までに外食業分野において複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者としての実務経験（以下「指導等実務経験」という。）を 2 年以上有すること。（<u>外食業特定技能 2 号評価試験のみ</u>）</p>	<p>政府等との合意に基づき引き上げることができるものとし、その場合、<u>技能試験実施機関</u>が試験実施に当たり作成する試験案内に示すこととする。</p> <p>日本国内において実施する<u>外食業 1 号技能測定試験</u>及び<u>外食業 2 号技能測定試験</u>（以下「国内試験」という。）を受験する者にあつては、在留資格を有する者で以下のアからウを満たすものとする。</p> <p>ア 試験日において、満17歳以上であること</p> <p>イ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること</p> <p>ウ 試験の前日までに外食業分野において複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者としての実務経験（以下「指導等実務経験」という。）を 2 年以上有すること。<u>なお、試験の前日までに指導等実務経験が 2 年に満たない者にあつては、試験の日から 6 か月以内に指導等実務経験を 2 年以上有することが見込まれること。</u>（<u>外食業 2 号技能測定試験のみ</u>）</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(7) 受験者の募集</p> <p>技能評価試験実施機関は国内及び試験の実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者を募集することとする。</p>	<p>(7) 受験者の募集</p> <p>技能試験実施機関は国内及び試験の実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイト等を通じて受験者を募集することとする。</p>
<p>(8) 受験の申請等</p> <p>技能評価試験実施機関は、(7) に基づき行う募集の期間内</p>	<p>(8) 受験の申請等</p> <p>技能試験実施機関は、(7) に基づき行う募集の期間内に行</p>

<p>に行われた受験申請に限り受付け、次の各号に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を受験者に対して交付する。</p> <p>① 受験資格</p> <p>② 必要記入事項</p> <p>③ 国内試験にあつては、本人を識別できる写真（写真データを含む。）</p> <p>④ 国内試験にあつては、試験料の納付を証明する資料</p> <p>⑤ 指導等実務経験を証明する資料（<u>外食業特定技能2号評価試験受験者のうち指導等実務経験を2年以上有する者</u>）（別紙1） （新設）</p> <p>⑥ その他、技能評価試験実施機関が定める添付資料 また、試験会場の収容人数に達した場合には、（7）の募集の期間内であっても受験申請の受付けを終了することができる。</p>	<p>われた受験申請に限り受付け、次の各号に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験票を受験者に対して交付する。</p> <p>① 受験資格</p> <p>② 必要記入事項</p> <p>③ 国内試験にあつては、本人を識別できる写真（写真データを含む。）</p> <p>④ 国内試験にあつては、試験料の納付を証明する資料</p> <p>⑤ 指導等実務経験を証明する資料（<u>外食業2号技能測定試験受験者のうち指導等実務経験を2年以上有する者</u>）（別紙1）</p> <p>⑥ <u>指導等実務経験を誓約する資料（外食業2号技能測定試験受験者のうち指導等実務経験を2年以上有することが見込まれる者）</u>（別紙2）</p> <p>⑦ その他、技能試験実施機関が定める添付資料 また、試験会場の収容人数に達した場合には、（7）の募集の期間内であっても受験申請の受付けを終了することができる。</p>
<p>（9）受験料</p> <p>技能評価試験実施機関は農林水産省と協議の上、試験実施に係る費用、試験の実施国の所得・物価水準、他国が行う類似の試験の試験料等を勘案して決定し、試験案内において示すこととする。</p>	<p>（9）受験料</p> <p>技能試験実施機関は農林水産省と協議の上、試験実施に係る費用、試験の実施国の所得・物価水準、他国が行う類似の試験の試験料等を勘案して決定し、試験案内において示すこととする。</p>
<p>（10）合否の通知方法</p>	<p>（10）合否の通知方法</p>

<p>技能評価試験実施機関は、受験者に対し、技能評価試験実施機関が定める方法により合否を通知するものとする。</p>	<p>技能試験実施機関は、受験者に対し、技能試験実施機関が定める方法により合否を通知するものとする。</p>
<p>2 試験実施体制</p> <p>(1) 試験問題作成体制</p> <p>試験の問題作成に当たっては、農林水産省は、食品衛生、日本語教育、作業安全等に係る有識者等からなる有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>委員会は、本要領3から5で定める内容に基づき農林水産省が作成した出題範囲案及び配点基準案並びに農林水産省が公募により選定した試験問題案を作成する民間事業者（以下「試験問題作成機関」という。）が本要領3から5で定める内容に基づき作成し、農林水産省に提出した試験問題案を確認し、農林水産省に対し必要な助言を行う。</p> <p>農林水産省は、委員会の助言を受け、<u>外食業特定技能評価試験</u>の出題範囲及び配点基準並びに「<u>外食業特定技能評価試験問題</u>」を策定する。なお、試験問題は、原則非公表とし、定期的に更新するものとする。</p>	<p>2 試験実施体制</p> <p>(1) 試験問題作成体制</p> <p>試験の問題作成に当たっては、農林水産省は、食品衛生、日本語教育、作業安全等 に係る有識者等からなる有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>委員会は、本要領3から5で定める内容に基づき農林水産省が作成した出題範囲案及び配点基準案並びに農林水産省が公募により選定した試験問題案を作成する民間事業者（以下「試験問題作成機関」という。）が本要領3から5で定める内容に基づき作成し、農林水産省に提出した試験問題案を確認し、農林水産省に対し必要な助言を行う。</p> <p>農林水産省は、委員会の助言を受け、<u>外食業技能測定試験</u>の出題範囲及び配点基準並びに「<u>外食業技能測定試験問題</u>」を策定する。なお、試験問題は、原則非公表とし、定期的に更新するものとする。</p>
<p>(2) 試験実施体制</p> <p>農林水産省は、(1)の試験問題を技能評価試験実施機関に提供し、技能評価試験実施機関は、試験問題を用いて<u>外食業特定技能評価試験</u>を実施する。なお、国外試験の実施に当たっては、農林水産省の承認を得た上で、他の民間事業者等に業務の一部を委託することを妨げない。</p>	<p>(2) 試験実施体制</p> <p>農林水産省は、(1)の試験問題を技能試験実施機関に提供し、技能試験実施機関は、試験問題を用いて<u>外食業技能測定試験</u>を実施する。なお、国外試験の実施に当たっては、農林水産省の承認を得た上で、他の民間事業者等に業務の一部を委託することを妨げない。</p>

<p>(3) 試験の適切な運用をフォローする体制</p> <p>農林水産省は、試験問題作成機関及び技能<u>評価</u>試験実施機関に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。</p> <p>また、農林水産省は、試験問題作成機関又は技能<u>評価</u>試験実施機関が法令、本実施要領又は上記指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。</p>	<p>(3) 試験の適切な運用をフォローする体制</p> <p>農林水産省は、試験問題作成機関及び技能試験実施機関に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。</p> <p>また、農林水産省は、試験問題作成機関又は技能試験実施機関が法令、本実施要領又は上記指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。</p>
<p>3 試験水準 (略)</p>	<p>3 試験水準 (略)</p>
<p>(1) 外食業<u>特定技能</u> 1号<u>評価</u>試験 (略)</p>	<p>(1) 外食業 1号<u>技能測定</u>試験 (略)</p>
<p>(2) 外食業<u>特定技能</u> 2号<u>評価</u>試験 (略)</p>	<p>(2) 外食業 2号<u>技能測定</u>試験 (略)</p>
<p>4 試験科目</p> <p>試験は、学科試験及び実技試験から構成する。</p> <p>試験科目は学科試験及び実技試験ともに「飲食物調理」、「接客」及び「店舗管理」、<u>外食業特定技能</u> 2号<u>評価</u>試験は、これらに加えて「店舗経営」の業務が適切に遂行できることを確認するものとし、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、外食業における作業の遂行に必要な正しい判断力及び作業に関する知識の有無についても評価できるものとする。</p> <p>なお、試験は原則として三者択一方式を用いることとする。 (試験科目・問題数・配点方法は別紙3、出題範囲は別紙4の</p>	<p>4 試験科目</p> <p>試験は、学科試験及び実技試験から構成する。</p> <p>試験科目は学科試験及び実技試験ともに「飲食物調理」、「接客」及び「店舗管理」、<u>2号技能測定</u>試験は、これらに加えて「店舗経営」の業務が適切に遂行できることを確認するものとし、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、外食業における作業の遂行に必要な正しい判断力及び作業に関する知識の有無についても評価できるものとする。</p> <p>なお、試験は原則として三者択一方式を用いることとする。 (試験科目・問題数・配点方法は別紙3、出題範囲は別紙4の</p>

とおりとする。)	とおりとする。)
<p>(1) 学科試験</p> <p>① 外食業<u>特定技能</u>1号<u>評価試験</u>：衛生管理、飲食物調理及び接客全般に係る知識及び業務上必要となる日本語能力を測定する。</p> <p>② 外食業<u>特定技能</u>2号<u>評価試験</u>：衛生管理、飲食物調理、接客全般及び店舗運営に係る知識を測定する。</p>	<p>(1) 学科試験</p> <p>① 外食業1号<u>技能測定試験</u>：衛生管理、飲食物調理及び接客全般に係る知識及び業務上必要となる日本語能力を測定する。</p> <p>② 外食業2号<u>技能測定試験</u>：衛生管理、飲食物調理、接客全般及び店舗運営に係る知識を測定する。</p>
(2) (略)	(2) (略)
<p>5 合否の基準</p> <p>学科試験及び実技試験の合計得点の65%以上を合格基準とする。ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、<u>技能評価試験実施機関</u>は、試験実施前に農林水産省に報告するものとする。</p>	<p>5 合否の基準</p> <p>学科試験及び実技試験の合計得点の65%以上を合格基準とする。ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、<u>技能試験実施機関</u>は、試験実施前に農林水産省に報告するものとする。</p>
6 (略)	6 (略)
<p>7 試験の不正防止策</p> <p>(1) <u>技能評価試験実施機関</u>は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め適正な試験の実施に努めることとする。</p> <p>試験監督者は常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、試験監督者の判断に基づき、当該不正</p>	<p>7 試験の不正防止策</p> <p>(1) <u>技能試験実施機関</u>は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め適正な試験の実施に努めることとする。</p> <p>試験監督者は常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、試験監督者の判断に基づき、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、試験問題、回答用紙及び受験</p>

<p>行為に係る受験者の試験を中止し、試験問題、回答用紙及び受験票を回収してその受験者を退場させることとする。なお、試験監督者は、適切な措置を講じた後、速やかに技能<u>評価</u>試験実施機関に報告する。</p> <p>なお、試験の実施に当たっては、パスポート、在留カード等の写真付き本人確認書類により氏名、性別、生年月日、国籍等を確認するなど、替え玉受験等の不正受験を防止するための措置を講じることとし、本人確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。</p>	<p>票を回収してその受験者を退場させることとする。なお、試験監督者は、適切な措置を講じた後、速やかに技能試験実施機関に報告する。</p> <p>なお、試験の実施に当たっては、パスポート、在留カード等の写真付き本人確認書類により氏名、性別、生年月日、国籍等を確認するなど、替え玉受験等の不正受験を防止するための措置を講じることとし、本人確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。</p>
<p>(2) 技能<u>評価</u>試験実施機関は、不正の手段によって外食業<u>特定</u>技能<u>評価</u>試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて外食業<u>特定</u>技能<u>評価</u>試験を受けることができないものとするができる。</p>	<p>(2) 技能試験実施機関は、不正の手段によって外食業技能<u>測定</u>試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は5年以内の期間を定めて外食業技能<u>測定</u>試験を受けることができないものとするができる。</p>
<p>8 試験結果の公表方法</p> <p>技能<u>評価</u>試験実施機関は、事業年度終了後1月以内に農林水産省に対し別紙様式により試験実施状況報告書(実施した試験の概要及び試験ごとの結果の概要)を提出する。農林水産省は、試験方針5(1)に基づき当該報告書(実施した試験の概要のうち試験問題については、例題として一部を記載する。)を遅滞なく法務省に提出し、確認を受けた後、個人情報を除いた上で、ウェブサイトで公表する。</p>	<p>8 試験結果の公表方法</p> <p>技能試験実施機関は、事業年度終了後1月以内に農林水産省に対し別紙様式により試験実施状況報告書(実施した試験の概要及び試験ごとの結果の概要)を提出する。農林水産省は、試験方針5(1)に基づき当該報告書(実施した試験の概要のうち試験問題については、例題として一部を記載する。)を遅滞なく法務省に提出し、確認を受けた後、個人情報を除いた上で、ウェブサイトで公表する。</p>
<p>9 <u>外食業特定技能評価</u>試験合格者に対する留意事項</p>	<p>9 技能<u>測定</u>試験合格者に対する留意事項</p>

<p>技能評価試験実施機関は、技能評価試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したのではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可が受けられるものではないことを、試験案内等において周知する。</p> <p>また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われることから、必ずしも査証の発給を受けられるものではないことを、試験案内等において周知する。</p>	<p>技能試験実施機関は、技能測定試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したのではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可が受けられるものではないことを、試験案内等において周知する。</p> <p>また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われることから、必ずしも査証の発給を受けられるものではないことを、試験案内等において周知する。</p>
<p>10 その他必要事項</p> <p>(1) 書類の保存</p> <p>技能評価試験実施機関は、技能評価試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。</p> <p>書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案（採点を含む）は同2年、合格証書再交付申請書、受験者台帳は同10年とする。</p>	<p>10 その他必要事項</p> <p>(1) 書類の保存</p> <p>技能試験実施機関は、技能試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿（以下「受験者台帳」という。）を作成し、保存する。</p> <p>書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案（採点を含む）は同2年、合格証書再交付申請書、受験者台帳は同10年とする。</p>
<p>(2) 合格の取り消し</p> <p>以下の不正行為が合格証書交付後に判明した時は、技能評価試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、既に交付した合格証書を返還させる。</p>	<p>(2) 合格の取り消し</p> <p>以下の不正行為が合格証書交付後に判明した時は、技能試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、既に交付した合格証書を返還させる。</p>

<p>① 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき</p> <p>② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき</p> <p>③ その他受験に関して不正行為があったとき</p>	<p>① 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき</p> <p>② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき</p> <p>③ その他受験に関して不正行為があったとき</p>
<p>(3) 合格証書の有効期限</p> <p>外食業<u>特定技能1号評価試験</u>の合格証書の有効期限は、国内試験にあつては合格証書の発行日から10年間、国外試験にあつては試験日から10年間とする。</p> <p>一方、外食業<u>特定技能2号評価試験</u>については、合格証書の期限を定めない。ただし、技能評価試験実施機関における試験結果データの保存期限は10年間とする。</p>	<p>(3) 合格証書の有効期限</p> <p>外食業1号<u>技能測定試験</u>の合格証書の有効期限は、国内試験にあつては合格証書の発行日から10年間、国外試験にあつては試験日から10年間とする。</p> <p>一方、外食業2号<u>技能測定試験</u>については、合格証書の期限を定めない。ただし、技能試験実施機関における試験結果データの保存期限は10年間とする。</p> <p><u>なお、外食業2号技能測定試験合格者で、試験の日から6か月以内に指導等実務経験を満たすことが見込まれる者に対する合格証書の交付については、1(8)⑤を改めて提出させ、技能試験実施機関において規定の実務要件を満たしていることを確認した後に行うこととする。</u></p>
<p>(4) 合格証書の再交付</p> <p>合格証書の紛失又は毀損等があり、合格証書の再交付が必要な場合、国内試験の合格者においては合格証書の発行日から10年間、国外試験の合格者においては試験日から5年間に限り、<u>技能評価試験実施機関</u>が定める方法により、合格者自らがウェブサイトからダウンロードするものとする。ただし、国外試験の試験日から5年間を超えた合格者、または、令和元年度に実施した国内試験の合格者については以下のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>(4) 合格証書の再交付</p> <p>合格証書の紛失又は毀損等があり、合格証書の再交付が必要な場合、国内試験の合格者においては合格証書の発行日から10年間、国外試験の合格者においては試験日から5年間に限り、<u>技能試験実施機関</u>が定める方法により、合格者自らがウェブサイトからダウンロードするものとする。ただし、国外試験の試験日から5年間を超えた合格者、または、令和元年度に実施した国内試験の合格者については以下のとおり取り扱うものとする。</p>

<p>① 合格証書の再交付は、合格者本人からの申請により1回に限り行うことができる。ただし、合格証書の発行日から10年間に満たない時点（国外試験にあっては、試験日から10年間に満たない時点）で申請のあった場合に限る。</p> <p>② 合格証書の再交付の申請は、<u>技能評価試験実施機関</u>が定める合格証書再交付申請書を<u>技能評価試験実施機関</u>に提出して行うものとする。</p> <p>③ <u>技能評価試験実施機関</u>は、合格証書再交付申請書の提出があった場合、審査の上、再度合格証書を作成し、合格者に対し交付する。この場合の合格証書には「再交付」である旨の表示をするものとする。</p>	<p>① 合格証書の再交付は、合格者本人からの申請により1回に限り行うことができる。ただし、合格証書の発行日から10年間に満たない時点（国外試験にあっては、試験日から10年間に満たない時点）で申請のあった場合に限る。</p> <p>② 合格証書の再交付の申請は、<u>技能試験実施機関</u>が定める合格証書再交付申請書を<u>技能試験実施機関</u>に提出して行うものとする。</p> <p>③ <u>技能試験実施機関</u>は、合格証書再交付申請書の提出があった場合、審査の上、再度合格証書を作成し、合格者に対し交付する。この場合の合格証書には「再交付」である旨の表示をするものとする。</p>
<p>(5) 秘密保持義務等</p> <p>試験問題作成機関及び<u>技能評価試験実施機関</u>の関係者は、<u>外食業特定技能評価試験</u>及び試行的な試験の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。</p>	<p>(5) 秘密保持義務等</p> <p>試験問題作成機関及び<u>技能試験実施機関</u>の関係者は、<u>外食業技能測定試験</u>及び試行的な試験の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。</p>
<p>(6) 個人情報の保護</p> <p>試験問題作成機関及び<u>技能評価試験実施機関</u>の関係者は、<u>外食業特定技能評価試験</u>及び試行的な試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。</p>	<p>(6) 個人情報の保護</p> <p>試験問題作成機関及び<u>技能試験実施機関</u>の関係者は、<u>外食業技能測定試験</u>及び試行的な試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。</p>
<p>(削る。)</p>	<p>(別紙2)</p> <p><u>指導等実務経験に係る誓約書</u></p>

(試験実施機関名) 殿

外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる指導等実務経験について、下記の期間に2年を満たします。

記

(1) 受験者

氏名	
生年月日	
国籍・地域	

(2) 指導等実務経験

「特定技能1号」として初めて上陸許可又は在留資格変更許可を受けた日 (※)	_____年 月 日
指導等実務経験を積むことが見込まれる期間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日

※ 特定技能1号の在留資格の場合に記載してください。

上記記載事項に相違がないことを誓約します。

	<p style="text-align: right;">作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;"> <u>事業者名</u>  <u>住所</u>  <u>役職・証明者氏名</u>  <u>連絡先</u> </p> <p>(注) 受験者が指導等実務経験を満たした際（ただし、外食業2号技能測定試験に合格した場合に限る。）は、別途「実務経験証明書」（外食業特定技能測定試験実施要領別紙1）を作成し、試験実施機関に提出すること。</p>
<p style="text-align: center;"><b>(別紙2) 外食業特定技能評価試験 試験科目・問題数・配点</b></p> <p>(1) <u>外食業特定技能1号評価試験</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>(別紙3) 外食業技能測定試験 試験科目・問題数・配点</b></p> <p>(1) <u>1号技能測定試験</u> (略)</p>
<p>(2) <u>外食業特定技能2号評価試験</u></p>	<p>(2) <u>2号技能測定試験</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>(別紙3) 外食業特定技能評価試験の出題範囲</b> (学科試験・実技試験)</p>	<p style="text-align: center;"><b>(別紙4) 外食業技能測定試験の出題範囲</b> (学科試験・実技試験)</p>

<p>1. <u>外食業特定技能 1 号評価試験</u>  食品衛生に配慮した飲食物の取扱いに加え、調理及び接客に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能</p>	<p>1. 1号<u>技能測定試験</u>  食品衛生に配慮した飲食物の取扱いに加え、調理及び接客に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能</p>
<p>(1) ~ (3) (略)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>2 <u>外食業特定技能 2 号評価試験</u>  食品衛生に配慮した飲食物の取扱いに加え、調理及び接客に至る従業員の一連の業務を管理し、店舗運営をすることができる知識・技能</p> <p>(1) 管理者に必要な衛生管理に関する知識  <u>外食業特定技能 1 号評価試験</u>の出題範囲に加え、店長・エリアマネージャー等として必要とされる以下の衛生の知識を有し、その知識を生かして状況に応じた適切な判断や従業員への指導ができること  ①~⑤ (略)</p>	<p>2 2号<u>技能測定試験</u>  食品衛生に配慮した飲食物の取扱いに加え、調理及び接客に至る従業員の一連の業務を管理し、店舗運営をすることができる知識・技能</p> <p>(1) 管理者に必要な衛生管理に関する知識  1号<u>技能測定試験</u>の出題範囲に加え、店長・エリアマネージャー等として必要とされる以下の衛生の知識を有し、その知識を生かして状況に応じた適切な判断や従業員への指導ができること  ①~⑤ (略)</p>
<p>(2) 管理者に必要な飲食物調理に関する知識  <u>外食業特定技能 1 号評価試験</u>の出題範囲に加え、店長・エリアマネージャー等として必要とされる以下の飲食物調理の知識を有し、その知識を生かして状況に応じた適切な判断や従業員への指導ができること  ①~⑧ (略)</p>	<p>(2) 管理者に必要な飲食物調理に関する知識  1号<u>技能測定試験</u>の出題範囲に加え、店長・エリアマネージャー等として必要とされる以下の飲食物調理の知識を有し、その知識を生かして状況に応じた適切な判断や従業員への指導ができること  ①~⑧ (略)</p>
<p>(3) 管理者に必要な接客全般に関する知識  <u>外食業特定技能 1 号評価試験</u>の出題範囲に加え、店長・エ</p>	<p>(3) 管理者に必要な接客全般に関する知識  1号<u>技能測定試験</u>の出題範囲に加え、店長・エリアマネー</p>

<p>リアマネージャー等として必要とされる以下の接客の知識を有し、その知識を生かして状況に応じた適切な判断や従業員への指導ができること</p> <p>①～⑩ (略)</p>	<p>ャー等として必要とされる以下の接客の知識を有し、その知識を生かして状況に応じた適切な判断や従業員への指導ができること</p> <p>①～⑩ (略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>別紙様式 (8 試験結果の公表関係)</p> <p>〇〇年度外食業特定技能<u>評価</u>試験実施報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>〇〇年度に実施した外食業特定技能<u>評価</u>試験について、外食業特定技能<u>評価</u>試験実施要領 8 の規定に基づき、下記のとおり報告す</p>	<p>別紙様式 (8 試験結果の公表関係)</p> <p>〇〇年度外食業特定技能<u>測定</u>試験実施報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 団体名 代表者の役職及び氏名 印</p> <p>〇〇年度に実施した外食業特定技能<u>測定</u>試験について、外食業特定技能<u>測定</u>試験実施要領 8 の規定に基づき、下記のとおり報告す</p>

<p>る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施した試験の概要（試験問題、試験に当たり講じた不正防止策の内容を含む。）</p> <p>2 試験ごとの結果の概要</p> <p>（注）各事業年度終了後 1 月以内に提出すること。</p>	<p>る。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施した試験の概要（試験問題、試験に当たり講じた不正防止策の内容を含む。）</p> <p>2 試験ごとの結果の概要</p> <p>（注）各事業年度終了後 1 月以内に提出すること。</p>
--	--

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 28 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。